

令和6年度エシカル消費イベント企画運営業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務名称

令和6年度エシカルイベント企画運営業務委託

2 業務の目的

仙台市では、「消費者が安全に安心して暮らせる社会」及び「消費者市民社会」の実現を目指す施策を推進している。「消費者市民社会」の形成には、自らの消費生活に関する行動が環境や社会に与える影響を考慮し、持続可能な社会の形成に積極的に参画する自立した消費者の育成が重要である。また、SDGsの実現のためにも、市民一人一人が持続可能な消費の実践につなげていく必要がある。本業務では、エシカル消費イベントを実施し、持続可能な消費の実践の入り口として、エシカル消費を学ぶ機会を提供して関心を高めるとともに、市民一人一人の実践への機運を醸成することを目的とする。

※ エシカル消費とは、地域の活性化や雇用なども含む、人や社会・環境に配慮した消費行動のことを指し、消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うことを意味する。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 委託上限金額

2,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

5 委託業務の内容

別紙仕様書のとおり

6 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 仙台市競争入札参加資格者名簿（物品関係）に登録されていること。
- (2) 仙台市の有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁）第2条第1項の規定及び第11条の準用による指名の停止を受けていない者であること。
- (3) 仙台市内に本店を有すること。
- (4) 仙台市内において各種イベント業務の実績があること。ただし、公示日前日までに完了した業務に限る。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (6) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと。

- (7) 仙台市税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。又は、現在の主たる事業所所在市町村の市町村民税を滞納していない者であること。
- (8) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申立て中又は更生手続き中の者でないこと。
- (9) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申立て中又は再生手続き中の者でないこと。
- (10) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。

7 業務開始までのスケジュール

令和 6 年 5 月 15 日 (水)	企画提案募集開始
令和 6 年 6 月 3 日 (月)	質問書提出期限
令和 6 年 6 月 7 日 (金)	質問への回答
令和 6 年 6 月 14 日 (金)	参加表明書等提出期限
令和 6 年 6 月 28 日 (金)	企画提案書等提出期限
令和 6 年 7 月 11 日 (木) 予定	企画提案書審査 (プレゼンテーションの実施)
令和 6 年 7 月 18 日 (木) 予定	企画提案書選考結果通知
令和 6 年 7 月 18 日 (木) 以降	契約締結及び業務開始

8 募集要項及び仕様書に対する質問及び回答

募集要領等について質問がある場合には、下記のとおり提出すること。

- (1) 提出期限
令和 6 年 6 月 3 日 (月) 15 時まで【必着】
- (2) 提出方法
質問票 (様式第 1 号) により電子メールにて提出。
件名には「令和 6 年度エシカルイベント企画運營業務に関する質問」と記載すること。提出する際は、電話により質問票を提出する旨連絡すること。
- (3) 提出先
15 問い合わせ及び提出先のとおり
- (4) 回答
提出された質問に対して令和 6 年 6 月 7 日 (金) までに随時回答を本市ホームページ上に掲載する。なお、質疑に対する回答は、募集要項記載事項の追加又は修正とみなす。

9 参加表明書等の提出

本事業の応募者は、次の提案書類を提出して参加表明を行うこと。参加表明書等を提出した応募者のみが企画提案書を提出することができる。

- (1) 提出書類
 - ① 参加表明書 (様式第 2 号) 1 部

- ② 類似業務受託実績（様式第3号／任意様式可） 7部
 - ・ 公募開始日までに、都道府県・市町村、あるいは企業から委託を受けた消費生活に係る広報・啓発・イベント等に関わった実績を記載すること。
 - ・ 1業務ごとに作成すること。
- ③ 会社概要（様式第4号） 7部
- ④ 市税の滞納がないことの証明書 1部
 - ※ 各区役所税務会計課、総合支所税務住民課の窓口にて申請すること。
- ⑤ 消費税及び地方消費税に関する証明書
（納税証明書（その3）：未納税額の証明書） 1部
 - ※ 所在地（納税地）を所轄する税務署の窓口にて申請すること。

(2) 提出期限

令和6年6月14日（金）17時まで【必着】

(3) 提出方法

郵送又は持参で提出すること。提出期限後の資料の差替え及び再提出は認めない。

※ 持参の場合は仙台市消費生活センター開館日の9時から17時まで持込むこと。ただし閉館日（日曜、祝日）を除く

※ 郵送の場合は書留にて送付すること。

(4) 提出先

15 問い合わせ及び提出先のとおり

10 企画提案書の提出

本事業の受託を希望する場合は、次の書類を提出すること。

※ 提出書類の規格は、出来合いのパンフレット等を除き、原則A4とする。

(1) 提出書類及び留意点

① 企画提案書（様式第5号／ア～エを記載） 7部

ア 企画内容の考え方

- ・ 提案で取り上げるテーマとその選択理由
- ・ 事業実績・ノウハウの生かし方

イ 業務の実施体制等

- ・ 会社全体（別紙可）
- ・ 本事業における人員体制
- ・ 業務スケジュール（別紙可）
- ・ 業務担当者

ウ 提案の概要等

- ・ 提案の概要
- ・ 企画・実施における他団体等との連携

※ 提案にあたり、協力・連携をする学校等における活動団体、NPO法人、任意団体等があれば、名称、当該団体の活動内容、本事業との関わりを必ず記載すること。

- ・ 対象者の来場促進
- ・ 広報

エ 見積書（任意様式 ただし、内訳を記載のこと）

※ 見積書は、会場費及び付帯設備費等の金額を含めて作成すること。

※ 内訳については、人件費、管理費等の各種経費の積算根拠を明らかにすること。なお、費用見積書の提出は、当該見積書の内容を評価の対象とするためではなく、上限金額以内での履行が可能であることを確認するためのものである。

② 提案にあたっての留意点

ア 提案に関して必要となる費用は、すべて提案者の負担とする。

イ 提出書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある。

ウ 提出された提案書は受託候補者の特定の用以外に無断で使用しない。

エ 選定された提案書の内容は契約時に採用することを基本とするが、提案内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、協議のうえ提案内容を一部変更して契約することがある。

オ 提出書類は返却しない。

カ 企画提案書は、仙台市情報公開条例（平成 12 年仙台市条例第 80 号）第 2 条第 2 号に定める公文書になることから、同条例に基づく情報公開請求等により公開される場合がある。

(2) 提出期限

令和 6 年 6 月 28 日（金）17 時まで【必着】

(3) 提出方法

郵送又は持参で提出すること。提出期限後の資料の差替え及び再提出は認めない。

※ 持参の場合は仙台市消費生活センター開館日の 9 時から 17 時に持込むこと。ただし、閉館日（日曜、祝日）を除く

※ 郵送の場合は書留にて送付すること。

(4) 提出先

15 問い合わせ及び提出先のとおり

11 提案の選考

(1) 受託候補者の選定方法

本件事業の受託候補者を選定するにあたり、審査委員会を設置する。同委員会において、企画提案書の説明・ヒアリングを総合的に評価して受託候補者を選定する。

※ 提案事業者が多数の場合は、一次審査として書面審査を実施し、企画提案書の説明・ヒアリングを行う事業者を決定する。

(2) 審査会について

① 実施日 令和 6 年 7 月 11 日（木）9 時 30 分～（予定）

② 会場 仙台市役所 上杉分庁舎（予定）

仙台市青葉区上杉 1-5-12

③ 実施方法

- ア 出席者は1提案につき2名以内とする。
- イ 1応募者当たりの持ち時間は20分以内（説明時間10分、質疑応答10分）とし、指示した時刻から順次、個別に行うものとする。
- ウ 事前に提出された書類によりプレゼンテーションを行うこととし、資料の追加は原則として認めない。

12 評価基準及び配点

- (1) 下記【表1】により評価を行う。評価項目ごとに設定した配点に、評価に応じた掛け率を乗じて採点する。評価項目1・2・3・4の得点を合算し、更に要素点がある場合にはこれを加算して、審査委員ごとの「総合評価点」とする。

段階	評価	掛け率
A	内容が特に優れている	×1.0
B	内容が優れている	×0.8
C	普通である	×0.6
D	内容がやや劣っている	×0.4
E	内容が劣っている	×0.2
F	記載がない	×0

- (2) 採点結果により、各審査委員の合計点が最も高いプロポーザル参加者（以下、最高得点者）を受託候補者として選定する。なお、最高得点者が契約できない場合は、次点の者を受託候補者とする。
- (3) ただし、各審査委員の「総合評価点」から要素点を除いた点数の合計が、満点の6割に満たない場合、もしくは同一の評価項目に審査委員の2人以上からE以下の評価を受けた場合は、受託候補者として選定しない。
- (4) 審査委員4人の総合評価点が同点の場合は、審査項目2「業務遂行項目」で各審査員の評価点合計が高い者を優先する。
- (5) プロポーザル参加者が1者であっても審査を行うものとする。

【表1】

審査項目		評価の観点	配点
1	業務内容の理解	<ul style="list-style-type: none">・本事業の目的やテーマを十分に理解した提案がなされているか・実績のノウハウが効果的に本事業に生かされる内容となっているか	20
2	業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none">・本事業を実施する能力、組織体制となっているか・確実に事業が遂行できるスケジュールとなっているか・十分な経験を有する担当者を配置しているか	30

3	提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 創意工夫や効果の期待できる内容となっているか ・ 市民協働の観点から、他団体と連携した企画や内容となっているか ・ 若い年齢層に訴求するための工夫がなされている内容か ・ 効果的な広報の企画提案がなされているか ・ 出展者及び出演者の選定は、来場促進の効果を高めることにつながっているか、また、「2 業務の目的」を理解し、一定の見解を表現できる能力を持つ者を起用しているか 	40
4	予算の妥当性及び 経済性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容と見積書の整合性が取れており、合理的かつ妥当な積算となっているか 	10
合計			100
	要素点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校等における活動団体、NPO法人、任意団体等との協力・連携 	0～10

13 受託候補者の決定通知

審査結果は、全プロポーザル参加者に対して郵送により書面で通知する。なお、非特定の理由について、通知日から7日以内（土曜、日曜及び祝日を除く）に文書（任意様式）での説明の求めがあった場合は、これを受理した日から10日以内（土曜、日曜及び祝日を除く）に文書により回答する。

14 提案書等の無効及び応募資格の喪失

次のいずれかに該当する場合には、提出された提案書等を無効とし、本プロポーザルへの応募資格を失うものとする。

- (1) 提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平を害する行為があった場合
- (4) 本要領6に示す応募資格を欠くことになった場合
- (5) 企画提案書の見積金額が本要領4に示す委託上限金額を超える場合

15 問い合わせ及び提出先

仙台市市民局生活安全安心部消費生活センター 担当 中村

〒980-8555

仙台市青葉区一番町4丁目11番1号 141ビル（三越定禅寺通り館）5階

TEL：022-268-7040 FAX：022-268-8309

E-mail：sim004140@city.sendai.jp